



Title	社会における謝罪行為に関する日中韓対照研究 : 重大事件に関する新聞記事の分析
Author(s)	崔, 信淑
Citation	大阪大学言語文化学. 2006, 15, p. 135-148
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77893
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

社会における謝罪行為に関する日中韓対照研究

—重大事件に関する新聞記事の分析—*

崔 信淑**

キーワード：謝罪行為、重大事件、日中韓対照研究

本論文力图通过对社会生活中中国人、日本人、韩国人歉意行为的媒体表现进行调查及分析，以此揭示中日韩歉意行为特征，同时对决定中日韩歉意行为的社会因素进行考察。

研究方法为，以中日韩报纸报道为素材，调查发生重大事件时三国报纸所报道的歉意行为的差异。具体如下：从中日韩报道中选出性质与规模类似的事件（如：列车脱轨事件、高级官僚受贿事件、食物中毒事件），以事件发生时，中日韩报纸报道方式及报道侧重点为中心，进行定量分析与定性分析。为了更准确、更全面掌握发生重大事件时的歉意行为，从社会相互作用的角度捕捉道歉行为，将道歉行为分解为“事件发生”、“肇事者的善后处理方式”、“受害者的回应”、“行政、司法的处理结果”、“舆论的反应”五个部分，并加以分析。

通过研究得出以下结论：

日本的报纸重视肇事者是否有歉意表现及其表达方式。事件发生，肇事者迅速召开记者招待会向世人表达道歉，同时，报纸上详细登载肇事者在道歉时所使用的语言以及表情与姿势。然而，中国的报纸报道重点放在肇事者一方的积极对策与承担的司法处罚，虽然也有登载肇事者道歉的内容，但那些道歉行为主要针对受害者，而且登载肇事者道歉的同时，也肯定登载司法处罚等实际性的处理结果。中国的报纸不涉及道歉行为的语言表现及姿势。韩国报纸重点也放在对肇事者积极的善后处理与司法处罚，但其程度较中国为弱。通过以上可知，在社会生活中，日本人将歉意行为重点放在通过恭敬的姿势与明确的歉意表现来表达诚意。而中国人的歉意行为与法律处分等实质性善后处理方式有密切关系，重点放在通过肇事者采取积极主动的行动来表达诚意。韩国人的歉意行为也与法律处分等实质性行动有密切关系，重点放在通过肇事者自身采取积极主动的行动来表示诚意，其倾向较中国人为弱。

* 中日韩社会生活中歉意表达行为比较—关于重大事件报纸报道分析—（崔信淑）

** 北京林业大学外国语学院日本語学部

1 研究目的

人は常に社会との関わりの中で生活している。そのため、社会において行われる謝罪行為¹⁾には、その社会の社会的規範や倫理観がもっとも深く反映されていると考えられる。本研究は、日本語と中国語と韓国語における謝罪行為の一端を明らかにすることを目的に、社会における日中韓の謝罪行為について調査を行ったものである。

謝罪行為に関する研究はいままで多く行われてきた。しかし、そのほとんどは日常生活の中の個人レベルにおける比較的軽い詫びを扱った研究であり、世間の人々に迷惑をかけ、社会的に波紋を起こすような深刻な謝罪の場面を扱った研究は見当たらない。そこで本研究では、列車脱線事故など、社会的規範に照らして責任の大きさが問われる重大事件について取り上げ、謝罪を社会の中で捉え、分析を試みる。

本研究の具体的な目的は、社会における日中韓の謝罪行為について調査を行うことによって、日本語と中国語と韓国語における謝罪行為の特質を明らかにすると同時に、そのような謝罪行為を規定する要因について考察を試みることである。

2 先行研究

これまでの謝罪行為に関する研究は大きく、日本語一言語における謝罪を扱った研究（平田 1998、遠藤 2000、三木 2002 等）と、謝罪の対照を扱った研究（彭 1992、池田 1993、生越 1993、山本 1997、任 2000 等）に分けて概観することができる。しかし、前にも述べたように、これらの先行研究は、日常生活の中の比較的軽い詫びを扱ったものが多く²⁾、そのほとんどがアンケート調査やテレビ又は小説よりデータを収集し、主に話し手側の観点から分析を試みている。

本稿は以上の先行研究とは違い、日中韓それぞれの社会において実際に発生した生の事件について取り上げ、日中韓で対照を行う。そして謝罪を社会的相互作用を通じて実現されるものとして捉え、新たな分析の枠組みを提示し、様々な観点から多面的に分析を行う。

3 研究方法

研究方法としては、日中韓の新聞記事を中心に、重大事件が発生した際、日中韓がそれぞれ事件にどのように対応するかについて調査を行ったが、その中でも主に新聞記事

¹⁾ 謝罪行為に関する研究は多く行なわれてきたが、研究者によって「謝罪」「詫び」「陳謝」等、用語の使用は様々で、統一されていない。本研究は、人命に関わるような深刻な謝罪を扱っていることから、「謝罪」という用語を用いて論を進めていく。

²⁾ そのうち、遠藤 2000 は、新聞記事を中心に、従来の日本政府と天皇の謝罪がどのようなことばで行われ、それらのことばが中国や韓国側にどのように受け止められたかを、発話行為の観点から分析しているが、本研究とは性質が異なる。

における各国の謝罪の取り上げ方の違いに注目した。

具体的には、まず、日中韓それぞれにおける新聞³⁾—日本の『朝日新聞』、中国の『北京青年報（北京青年日報）』、韓国の『朝鮮日報』—より、類似した性質・規模を持つ3種類の事件を抽出した。次に、日中韓の各紙が本研究における分析の枠組み（詳しくは5に示す図1を参考）の各カテゴリー、「加害者側の対処」「行政・司法・警察等による対処」「被害者側の応答」「世論の応答」のいずれを重視して報道しているかに関し、それぞれを言及した記事の分布及びその内容に関して、量的・質的な分析を行った⁴⁾。そして、各類の事件は性質が異なるため、記事の分析対象期間⁵⁾もそれぞれの事件の性質に合わせて限定した。

しかし、一口に新聞記事に取り上げられている事件と言っても、事件自体の程度や事件が社会に与える影響によって、どれくらい詳しく取り上げられるかは異なる。そこで本研究では、事件について一層観察しやすくするために、新聞記事に取り上げられている事件の中でも、世間の人々に多大な迷惑をかけ、マスコミ等により多く、詳しく取り上げられた重大事件を分析の対象として選択した。

4 本研究で扱う事件の概要

日中韓それぞれの新聞記事には、様々な種類の事件が取り上げられていたが、本研究では、それらの事件の中から3種類の「同性質・同規模」の事件を抽出し、日中韓で比較した。具体的には、「列車脱線事故」、「高級官僚収賄事件」、「食中毒事件」を取り上げた⁶⁾。

以下、日中韓それぞれにおける各種類の事件の具体的な内容を表1、表2、表3に示す。

³⁾ 日中韓は社会機構、また主要マスメディアの運営機関及び発達度も異なる。そのため、日中韓それぞれにおける新聞は必ずしも同等に比較できるとは限らない。それを踏まえた上で、本研究では、日中韓の新聞における記事の内容について調査を行った。

⁴⁾ 本研究では、記事と共に掲載された写真の対象及び写真中の人物の姿勢などについても調査を行なったが、紙面の都合上分析を省くことにした。

⁵⁾ それぞれの記事は、事件が発生してから加害者側及び行政・司法・警察等の何らかの対処が現れるまでの期間のものに限定した。それは、それぞれの事件は、性質が異なるため、事件が発生してから加害者側及び行政・司法・警察等の何らかの対処が現れるまでの期間が異なるからである。例えば、本研究で扱っている日本側の事件を例に挙げてみよう。日比谷線脱線事故においては、事故が発生した当日に加害者側は謝罪の記者会見を開いたが、中尾元建設大臣収賄事件においては、収賄の事実を認めてから4ヶ月後になって、やっと初公判が開かれ、中尾元建設大臣が謝罪を表明した。記事の分析対象期間を一定期間内に限定したもう一つの理由は、事件によっては、調査を進めている中で、加害者側が次から次へと新しいミスを犯してしまい、それについての加害者側の対処が現れるが、それらは事件当初とは性質が異なるため、同事件として扱うことは不適當であると思われるためである。雪印事件はその典型例であろう。本研究は、事件が発覚した際、日中韓それぞれの記事において、まずどのような対処が取り上げられているかという点において、日本・中国・韓国社会の社会的規範や倫理観がもっとも深く反映されているという立場をとる。

表1 日中韓それぞれにおける列車脱線事故の概要

	日 本	中 国	韓 国
	日比谷線脱線事故	T47 列車脱線事故	釜山地下鉄脱線事故
事故発生時間	2000年3月8日	2001年4月20日	2000年6月2日
事故発生原因	停止状態の車輪にかか る荷重のアンバランス 等、10項目	駅を通過する際、スピー ドが速過ぎて横道に 入った。	曲がったボルトを替え なかった。
記事の分析対 象期間 ⁷⁾	2000年3月8日－ 2000年3月10日	2001年4月21日－ 2001年4月27日	2000年6月3日－ 2000年6月5日
掲載記事数 ⁸⁾	32篇(10)	5篇(5)	4篇(4)
負傷者数	30名余り(5名死亡)	27名(2名死亡)	10名以上(死亡者無し)

表2 日中韓それぞれにおける高級官僚収賄事件の概要

	日 本	中 国	韓 国
	中尾元建設大臣収賄事件	成克傑元全国人民代表 大会常務委員会副委員 長収賄事件	ムン・イルソプ元国防次 官収賄事件
事件の背景	若築建設等から賄賂 6000万円を受け取った 疑いで逮捕されるが、 5000万円の保釈金で保 釈される。	職権を利用し、愛人と共謀 して4109万円(7億円程 度)の賄賂を受け取った疑 いで、死刑を言い渡され、 既に執行されている。	軍納業者らから4100万 ウォン(410万円程度) を受け取った疑いで、懲 役2年6ヶ月を言い渡さ れる。
記事の分析対 象期間 ⁹⁾	2000年7月24日－ 2000年12月11日	2000年4月21日－ 2000年8月1日	2001年6月29日－ 2001年9月8日
掲載記事数	15篇(9)	3篇(3)	3篇(3)

表3 日中それぞれにおける食中毒事件¹⁰⁾の概要

	日 本	中 国
	雪印乳業食中毒事件	吉化中学校豆乳食中毒事件
記事の分析対 象期間 ¹¹⁾	2000年6月29日－ 2000年7月7日	2001年9月4日－2001年9月11日
記事掲載数	49篇(40)	3篇(3)
事故発生原因	長期にわたってバルブ の洗浄を怠る。	(1)原料が汚染されてしまった。(2)85度で包装すべ き製品を60度で包装した。
発症者数	15,000名(死亡者なし)	6,362名(死亡者なし)
結 果	社長が辞任する。	首犯格が懲役15年を言い渡される。

⁶⁾ これらの事件は、どの社会においても多発する事件であり、また人々が日常生活の中で直接ま
たは間接的に被害を受け易い事件であるため、比較するのに妥当であると思われる。

5 分析

5.1 分析の枠組み

本研究では、社会における日中韓の謝罪行為についてより多面的に把握するために、謝罪を社会的相互作用のプロセスを通じて実現されるものとして捉え、以下のような分析の枠組みを設定し、分析を試みた。

まず、謝罪を一連の「事件発生」「加害者側の対処」「行政・司法・警察等による対処」「被害者側の応答」「世論の応答」の5つのカテゴリーから成立するとし、各カテゴリーは、図1に示すとおり、因果関係や相互関係を持つと考える。

因果関係というのは、次のような関係を指す。つまり「事件発生」は謝罪行為の行われる発端になる。事件の発生があって、「加害者側の対処」やそれに対する「被害者側の応答」、「行政・司法・警察等による対処」、「世論の応答」が行われるわけである。そして「加害者側の対処」「被害者側の応答」などは、それぞれ独立して存在しているのではなく、図1の矢印が示すように、お互い密接に関係し合って存在している。その一例として、「加害者側の対処」カテゴリーと「被害者側の応答」カテゴリーとの関係について見てみよう。事件が発生すると、加害者側は謝罪を表明したり、保証金を支払ったりと色々な対処を行う。加害者側のそのような対処について被害者側が受け入れれば、謝罪は完了したことになる。しかし、加害者側の対処が十分でない場合、被害者側は「加害者側の対処」を受け入れず、拒否するかも知れない。従って、両者の関係修復は破綻し、加害者側はもう一度適切な対処を行わなければならない。

以上に述べたことを図式で示すと図1のようになる。(部分的に熊取谷1993を参考)

図1に示した各項目のうち、どの項目を重視して取り上げるかは文化によって異なると思われる。本研究では、そのような日中韓文化の差を明らかにすることを目的に、分析枠組みの各項目がどのように取り上げられているかについて、量的及び質的に分析を行った。

⁷⁾ 日本と韓国側については、記事の追及期間を、脱線事故に関する記事が掲載されてから3日間の記事に限定したが、中国側は記事数も少なく、4月27日までしか事故に関する記事が掲載されていなかったため、記事の追及期間を一週間にした。

⁸⁾ 括弧の中の数字は、本研究の分析枠組みの項目に言及した記事数を示す。以下同様。

⁹⁾ 収賄事件は他の事件と異なり、加害者側が収賄の事実を認めなければ、事件として扱うことが不可能である。そこで本研究では、高級官僚収賄事件の分析において、加害者が収賄事実を認めた時から、加害者への初公判が開かれるまでの記事を分析の対象にした。

¹⁰⁾ 韓国においても食中毒事件はあるが、日本の「雪印乳業食中毒事件」、中国の「吉化中学校豆乳食中毒事件」と同規模の食中毒事件は近年発生していないため、本研究では、「食中毒事件」については、日中だけを比較することにした。

¹¹⁾ 雪印は食中毒事件を起こして以来、「ラベルの張り替え」等、次々に新しい事件が明るみになったが、食中毒が初めて取り上げられた日(6月30日)から同年7月7日までは、単に食中毒のみが取り上げられているため、記事の分析対象期間を7月7日までとした。

図1の中の「→」は因果関係、「↔」は相互関係を示す。

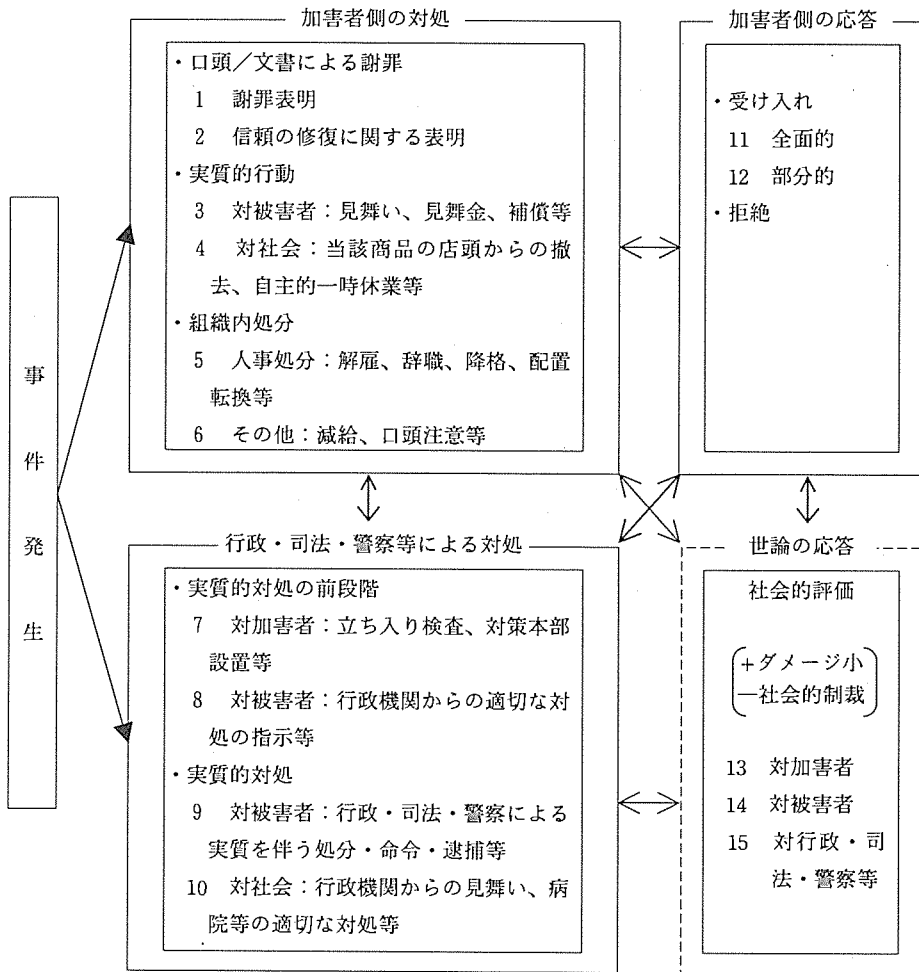


図1 社会における謝罪のプロセスの基本構造

分析枠組みの各項目についての測定方法は次の通りである。本研究では、1つの記事に、1つの項目に言及した内容が掲載された場合、その項目に言及した記事の内容の具体性や当該項目の出現回数に関係なく、当該項目1個として数える。その理由は、実際の新聞記事においては、本研究の分析枠組みの各項目が必ずしも明確に区別して取り上げられているわけではないからである。

例えば、記事に『…本当に申し訳ありませんでした。』と謝罪し、深くと頭を下げた。』という文書が掲載された場合、本研究では、「1 加害者側の謝罪表明」項目 1 個と数える。また、記事に「私はあなたに謝罪します。あなたは病院に残って治療を受けてください。費用は私達が全部負担します。」という加害者のことばが掲載された場合、本研究では、「1 加害者側の謝罪表明」項目 1 個、「2 加害者側の信頼の修復に関する表明」項目 1 個に数える。このような測定方法で数えた各項目の量的数字を、記事の分析対象期間内に新聞に掲載された記事数で割り、日中韓それぞれにおける各項目の平均出現回数とした。

5. 2 量的分析における日中韓比較

5. 2. 1 事件全体における日中韓分析枠組みの各項目の平均出現回数

以上の分析枠組みの各項目が、日中韓でそれぞれどのように分布しているかを見るために、以下図 2 に、事件全体における日中韓分析枠組みの各項目の平均出現回数を示す¹²⁾。

図 2 の横軸の数字はそれぞれ以下の項目を示している。以下同様である。

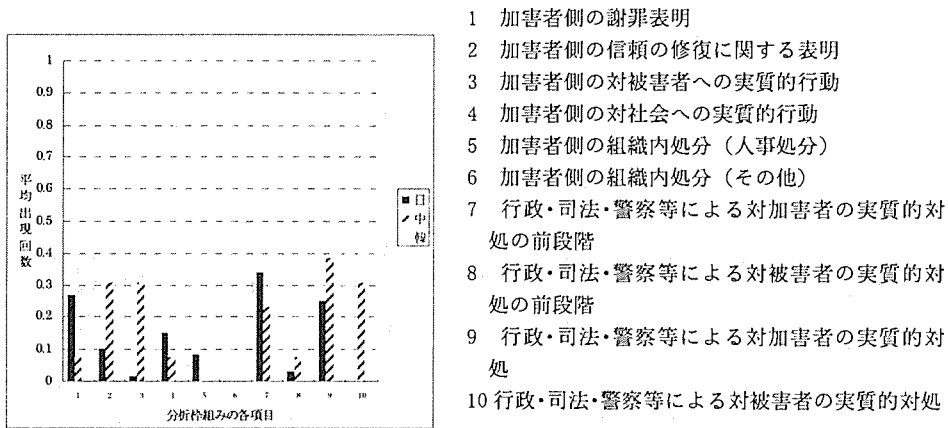


図 2 「同性質・同規模」の事件全体における日中韓比較

図 2 から分かるように、日中韓とも「7 行政・司法・警察等による対加害者の実質的対処の前段階」と「9 行政・司法・警察等による対加害者の実質的対処」が多く取り上げられているが、他の項目に関する言及の数においては、日中韓で差が現れた。

¹²⁾ ただし、本研究の分析の枠組みにおいて分類した 15 項目のうち、記事の分析対象期間内に実際に新聞記事に現れた項目は、主に以下の 10 項目であるため、図 2 においてはその 10 項目の平均出現回数を中心に示す。以下同様。

日本側は主に、「1 加害者側の謝罪表明」、「7 行政・司法・警察等による対加害者の実質的対処の前段階」、「9 行政・司法・警察等による対加害者の実質的対処」に多く言及し、それ以外の項目についての言及は非常に少ない。一方、中国側は主に、「2 加害者側の信頼の修復に関する表明」、「3 加害者側の対被害者への実質的行動」、「9 行政・司法・警察等による対加害者の実質的対処」、「10 行政・司法・警察等による対被害者の実質的対処」に多く言及している。韓国側は主に、「2 加害者側の信頼の修復に関する表明」、「7 行政・司法・警察等による対加害者の実質的対処の前段階」、「9 行政・司法・警察等による対加害者の実質的対処」に多く言及している。

5. 2. 2 3種類の事件それぞれにおける分析枠組みの各項目の平均出現回数

以上、同性質・同規模の事件において、日中韓ではそれぞれ分析枠組みの中のどの項目を重視して取り上げているかについて量的に示し、比較を試みた。しかし、それぞれの種類の事件は性質が異なるため、分析枠組みの各項目の平均出現回数は各々の事件において必ずしも同様であるわけではない。そこで、より正確に日中韓謝罪行為について把握するために、以下、同性質・同規模の事件について、それぞれ種類別に分析を行う。

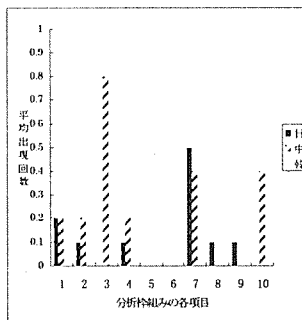


図3 列車脱線事故における日中韓比較

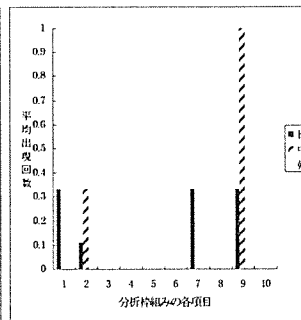


図4 高級官僚収賄事件における日中韓比較

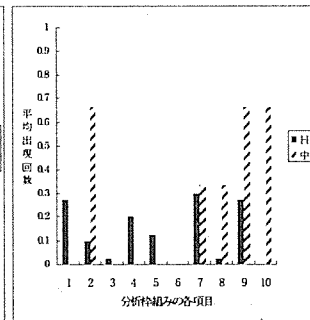


図5 食中毒事件における日中韓比較

図3、図4、図5に見られるように、事件によって各項目の平均出現回数には差が見られる場合もあるが、それは事件の性質や責任の所在の不明によって、当該項目が現れる必要がないからであると思われる。その傾向は中国が顕著である。例えば、中国においては、全体としては、「10 行政・司法・警察等による対被害者の実質的対処」が多く取り上げられているが、図4においては取り上げられていない。それは、収賄事件においては、被害者が明確な形で特定されないため、当該項目が現れる必要がなかったからだと思う。

5. 3. 記事の内容分析における日中韓比較

以上、日中韓の新聞記事において、本研究の分析の枠組みの各項目が量的にどのように分布しているかについて考察したが、ここでは、新聞記事の内容において、どの項目がもっとも重視して取り上げられているのか、また具体的にどのように取り上げているかについて分析を行う。

まず、日本の新聞記事においては、事件のたびに「1 加害者側の謝罪表明」項目に重点が置かれ、詳しく取り上げられている。そのうち、もっとも特徴的であるものを以下の表4に示す。

表4 日本の新聞記事において取り上げられた謝罪

	日比谷線脱線事故	中尾元建設大臣収賄事件	雪印乳業食中毒事件
1 加害者側の謝罪表明	見出し 「営団総裁が陳謝」(3月8日夕刊14面)	「中尾元建設相 起訴事実認める 受託収賄罪初公判『申し訳ない』謝罪」(12月11日1面)	「社長またおわび『情報開示に不手際』(7月5日38面)等
	記事の内容 (営団地下鉄幹部らが事故発生当日午後、東京都内の本社で記者会見を行う)冒頭、寺嶋潔総裁が「…本当に申し訳なく思っております。」と頭を下げた。(3月8日夕刊14面)等	(1)(中尾元建設大臣)「国民の皆様に向き合えず、大変申し訳ない気持ちでいっぱいだ」と謝罪した。(12月11日1面) (2)グレーのスーツ姿。…中尾元建設相はかすれた声で起訴事実をすべて認めた後、手にした書面を読み上げた。…6月30日に逮捕された後、公の場で謝罪するのは初めて。(12月11日19面)	(1)石川社長は「お客様を始め、世間のみなさまにご迷惑をかけ、幾重にもおわびする」と陳謝した。(7月7日1面) (2)(石川社長)「大変お騒がせしましたことを心からお詫び申し上げます」と読み上げ、深々と頭を下げた。…憔悴しきった表情で、質問に伏し目がちに答え続けた。(7月7日3面) (3)石川社長初めて公の場で「お詫び」を口にした。(7月2日38面)

以上の表4に見られるように、日本側の記事においては、まず、事件のたびに記事の見出しのところで、謝罪が取り上げられている。次に、記事の内容においては、3つの事件とも加害者や加害者側の責任者が謝罪の際に述べた明確な謝罪のことが引用の形で掲載されている。また、謝罪のことがばに加えて、「…公の場で謝罪するのは初めて。」と、謝罪を強調して取り上げている。そして、謝罪の際には、どのような姿勢や表情を取っていたかも詳しく取り上げられている(「…と頭を下げた。」、「憔悴しきった表情」、「伏し目がち」、「かすれた声」など)。また、事故が発生すると日本側は早速記者会見を開き、世間に向けて謝罪を表明する。

次に、中国の新聞においては、加害者側の積極的な対処や法的処分に関する言及に重

点がおかれている。詳しくは以下の表5、表6、表7に示す。

表5 中国のT47列車脱線事故において取り上げられた謝罪

記事の内容	<p>(1) (4月20日午後3時、見舞いに来た傅志寰鉄道部長が怪我人の盛利波に向けて次のように言った)「我要向你表示歉意,我们要负责任.你还是留院观察一段时间,我们承担所有的费用。(私はあなたにお詫び申し上げます。私たちは責任を負います。あなたはもうしばらく病院に残って治療を受けてください。費用は私達が全部負担します。)」(4月27日21面)</p> <p>(2) a 大庆油田总医院医务科崔科长说:“我们大庆、哈尔滨、绥化这一带的医院全派出了救护人员”,“我们在早上7点得知T47出轨的消息后,马上组织夜班的医生前往救护,7点50分我们赶到安达…”(救助に来た大庆油田总医院医务科の崔科長は次のように言った。「我々大庆、哈尔滨、绥化地域の病院はすべて救急隊を派遣しました。」「我々は7時に脱線の知らせを受けた後、すぐ夜勤の医師達を集めて、救急に出かけました。我々は7時50分に安達に着きました…」)</p> <p>b 安达市张副市长说:“事发后不到5分钟,市公安局的警察就赶到了现场,随后我们马上组织了全市的医护人员到现场进行急救,有专门的担架队和医疗抢救小组,市医院也调出最好的外科大夫前来。”(安达市の張副市长は次のように言った。「事件発生後、5分も経たないうちに、市公安局の警察が現場に駆けつけました。そして全市の医療関係の人達を動員して現場に駆けつけ、救急作業を行いました。…市の病院も一番技術の高い外科医を出してくれました。)」(4月21日1面)</p>
-------	---

表6 中国の成克傑元全国人民代表大会常務委員会副委員長収賄事件において取り上げられた謝罪

見出し	<p>(1)成克杰被开除党籍(成克傑党から除名される)(4月21日1面)</p> <p>(2)撤销成克杰人大副委员长职务(成克傑の人民大会副委員長職務を取り消す)(4月26日1面)</p> <p>(3)成克杰被判死刑(成克傑に死刑を言い渡す)(8月1日1面)</p>
記事の内容	<p>(成克杰)表示要把全部非法所得退还国家。(成克傑は、全部の不法収入財産を國に返すと表明した。)(4月21日1面)</p>

表7 中国の吉化中学校豆乳食中毒事件において取り上げられた謝罪

記事の内容	<p>(1) (万方会社理事長周景山)「公司的员工都在医院协助救治,现在公司已为学生付了20多万元的医疗费…他只希望孩子们能早些痊愈。(会社の職員たちは全部病院に行って治療を手伝っています。我が社は既に20数万元(300万円程度)の医療費を払っています。…私はただ子供さんたちが早く全快されることを望んでいるだけです。)」(9月9日6面)</p> <p>(2)他(理事長の周景山)说发生了这么突然的事件,非常痛心…据周景山和总经理王丽丛讲,他俩一下午一直跟在医院里陪着.他们说;现在最关键的是孩子们别有什么问题,虽然企业因此受到极大的损失,但是我们只能面对,真是我们的问题,一定负责。(理事長の周景山が「急にこのようなことが起き、非常に心が痛む」と述べている。…周景山と社長の王麗叢の話によると、彼らは午後ずっと病院で患者達を見守っていたという。彼らは「今一番大事なのは、子供達が無事であることです。我々の企業にとっては莫大な損失ですが、私達は現実を直視するより仕方ありません。本当に私達の責任であるなら、必ず責任を負います。)」(9月11日5面)</p>
-------	--

表5に挙げる記事の内容に見られるように、鉄道部部長傅志寰は直接被害者に向けて謝罪を表明するが、謝罪の際には、「私たちは責任を負います。…費用は私たちが全部負担します」等、具体的にどのように責任を取るかについて明言し、「あなたはもうしばらく病院に残って治療を受けてください」等、被害者に配慮を示すことばを述べる等、積極的な働きかけのことばが選択されている。謝罪の際、どのような表情や姿勢であったかは触れられていない。また、行政・司法・警察等の関係者の話が引用されているが、主に、被害者たちのためにいかに積極的に彼らが対処を行ったかを示すその行動が述べられている。

次に、表6に見られるように、中国では、事件に関し、掲載された記事数が少なく、1つの記事に多くの項目が取り上げられている場合が多い。しかし、それにしても、新聞に掲載された全ての記事の見出し（詳しくは「4本研究で扱う事件の概要」を参考）において、「9行政・司法・警察等の対加害者の実質的対処」が取り上げられているのは、注目に値する。

そして、表7に挙げた記事において、中国側においては、加害者側の会社の理事長のことばが取り上げられているが、「会社の職員達は全員病院に行って治療を手伝っています」「会社は既に20数万元（300万円程度）の医療費を支払っています」等、会社が被害者達のためにいかに積極的に対処しているか、また「私はただ子供達が一日も早く全快されることを望むだけです」「急にこのようなことが起きて、非常に心が痛みます」「今一番大事なのは子供達が無事であることです…」等、加害者側の被害者側に対する心情が掲載されている。

以下、韓国側の記事の内容について見てみよう。韓国の新聞においても、加害者側の積極的な対処や法的処分に関する言及に重点がおかれて取り上げられている。詳しくは以下の表8と表9に示す。

表8 韓国の釜山地下鉄脱線事故において取り上げられた謝罪

見出し	탈선 부산 지하철 오늘새벽 복구 (脱線した釜山地下鉄が今朝復旧) (6月3日39面)
記事の内容	(釜山交通公団は)「밤샘 복구 작업을 벌여 3일 오전 5시 20분 첫차부터 정상운행 할 수 있을 것」이라고 말했다. (「徹夜復旧作業を行うので、3日の午前5時20分の始発便から、正常運行できるようになるだろう」と言った。

表9 韓国のムン・イルソブ前国防次官収賄事件において取り上げられた謝罪

見出し	(1)문일섭 전국방차관 소환;자택서 도둑맞은 돈 상당금액 뇌물 혐의 (ムン・イルソブ前国防次官を召喚、自宅で盗まれた現金の多くは賄賂の疑い) (6月29日31面) (2)문 전차관 구속 4100 만원 수수 혐의 (ムン前次官拘束。4100万ウォン收受疑い) (6月30日35面) (3)문일섭 전국방차관수뢰혐의 5년 구형 (ムン・イルソブ前国防次官収賄の疑い。5年求刑) (9月8日34面)
-----	---

以上の表8に見られるように、韓国側の記事においては、加害者側である釜山交通公団の関係者の話が引用されているが、「徹夜復旧作業を行う」等、加害者側の積極的な対処ぶりが取り上げられている。

そして、表9に見られるように、韓国の記事においても中国同様、すべての記事（詳しくは「4本研究で扱う事件の概要」を参考）の見出しにおいて、行政・司法・警察等の実質的対処が取り上げられている。そして、韓国側も事件に関し、掲載された記事数が少なく、1つの記事に多くの項目が取り上げられている場合が多いが、それにしても、新聞に掲載された全ての記事の見出しにおいて「9 行政・司法・警察等の対加害者の実質的対処」が取り上げられているのは、やはり重視の程度が高いからだと思われる。

5. 4 分析のまとめ

以上本研究では、日中韓それぞれの新聞より類似した性質・規模を持つ3種類の事件を抽出し、日中韓の各紙が事件に際し、本研究で分類した「加害者側の対処」「被害者側の応答」「行政・司法・警察等による対処」「世論の応答」カテゴリーの中のどの項目を重視して報道しているかに関して、量的・質的に分析を行った。分析の結果、以下のような点が明らかになった。

全体として、日中韓の新聞いずれもが主に、「加害者側の対処」カテゴリー及び「行政・司法・警察等による対処」カテゴリーを多く取り上げているが、日本の新聞は中国や韓国の新聞に比べ、事件についての事実関係を非常に具体的に取り上げており、また掲載記事数も著しく多い。中国や韓国の新聞においては、事件についての事実関係が日本ほど具体的に取り上げられていなく、事件に関する掲載記事数も少ない。そして1つの記事に、本研究の分析枠組みの多くの項目が取り上げられている。

具体的に、本研究の分析枠組みの各項目の中で、日本がもっとも重視して取り上げているのは加害者側の「謝罪表明」である。日本の新聞においては、事件のたびに、加害者側の謝罪が取り上げられている。事件が発覚すると加害者側は迅速に記者会見を行い、世間に向けて謝罪を表明する。その際には、どのような表現を用い、どのような表情や

姿勢を取っていたかが、細かく伝えられている。そして、記事の見出しに謝罪表現が掲載され、記事の内容においても、謝罪が強調して取り上げられている。

一方、中国の新聞においては、加害者側の対被害者への積極的対処（見舞いに行く、医療費を支払うなど）や行政・司法・警察などの対加害者への法的処分に関する言及に重点がおかれている。中国の新聞においては、事件の際、必ずしも加害者側の謝罪が取り上げられるわけではなく、謝罪が取り上げられた際には、治療費を負担する等、実質的な対処への言及も必ず取り上げられている。また、記事の中の謝罪のことは、社会に向けてではなく、直接被害者に向けてである。そして、謝罪の際の表現や姿勢については具体的に取り上げられていない。

韓国の新聞においても、加害者側の対被害者への積極的な対処や行政・司法・警察などの対加害者への法的処分に関する言及が多く取り上げられている。しかし、加害者側の積極的な対処にせよ、法的処分にせよ、中国ほど全面的に押し出されることはない。そして、加害者側の対処は社会に向けられており、「謝罪表明」は特に見当たらない。

以上のようなことから、社会における日本人の謝罪行為では、丁寧に事件に取り組み、丁寧な姿勢や表情、そして明確な謝罪表現によって、謝罪の気持ちと誠意を示すことに重点がおかれているのに対し、中国や韓国における謝罪行為では、常に法的処分等を含む実質的な対処に関係し、加害者側自ら積極的な対処を取ることによって誠意を示すことを評価していることが分かる。そしてその傾向は中国人の方が顕著である。

6 おわりに

本研究は、社会における日中韓の謝罪行為の一端を明らかにすることを目的に行われたものである。研究では、より全面的に日中韓謝罪行為について把握するために、謝罪を社会的相互作用の中で捉え、因果関係等を含む新たな分析の枠組みを提案し、分析を試みた。

研究を通して、社会における日中韓の謝罪行為の違いが明確になった。特に、日本人の謝罪行為は中国人と韓国人に比べ大きく異なっていることが浮き彫りになった。つまり、日本人の謝罪行為は、謝罪するという行為自体に重点がおかれ、丁寧な姿勢と明確な謝罪表明によって、誠意を示すことを評価する。一方、中国人の謝罪行為は、常に法的処分等を含む実質的な対処に関係し、加害者側自ら積極的な対処を取ることによって誠意を示すことを評価する。謝罪の形式などについては特にこだわらない。韓国人の謝罪行為も法的処分に多く関係し、加害者側自ら積極的な対処を取ることによって誠意を示すことを評価する。しかし、謝罪の表明の仕方は異なっているものの、日中韓とも謝罪行為自体を重視していることでは共通している。

今後は、さらに事件の種類を増やし、また分析においては統計処理を行うなどして、より研究を深めていきたいと考えている。なお、本稿では紙面の都合上記事と共に掲載された写真については割愛せざるを得なかったが、これについても稿を改めて論じたい。

主要参考文献

- 池田理恵子「謝罪の対照研究－日米対照研究－」『face という視点からの一考察－』『日本語学』第12巻第12号 明治書院、1993
- 任孝哲「謝罪行為の社会語用論的一考察－韓・日・中の大学生を中心として」『20世紀フィールド言語学の軌跡』変異理論研究会編 大阪大学文学研究科、2000
- 岩男寿美子・国広陽子・佐渡真紀子「テレビ報道番組にみる日米コミュニケーション・スタイルの比較－真珠湾50周年関連番組を事例として－」『慶応義塾大学研究所年報』慶応義塾大学新聞研究所、1993
- 遠藤織枝「日本の戦争責任を謝罪することば」『社会言語科学』第3巻第1号 社会言語科学会、2000
- 生越まり子「謝罪の対照研究－日朝対照研究－」『日本語学』第12巻第12号 明治書院、1993
- 熊取谷哲夫「発話行為対照研究のための総合的アプローチ－日英語の『詫び』を例に－」『日本語教育』79号 日本語教育学会、1993
- 崔信淑『詫び行為における日中韓対照研究』大阪大学大学院言語文化研究科博士学位論文、2004
- 平田真美「日本語における『陳謝』－陳謝する側と受け手の関係を中心に－」『横浜国立大学留学生センター紀要』第5号、1998
- 彭国躍「『謝罪』行為の遂行とその社会的相関性について－中日社会語用論的比較研究－」『日本学報』第11号 大阪大学文学部日本学研究室、1992
- 三木麻由美「関係修復ストラテジーの分類と使い分け」『日本語日本文学 藤本徳明教授退職記念』第14号 同志社女子大学日本語日文学会、2002
- 山本さゆみ「謝罪と語用論原則」『日本語教育論文集－小出詞子先生退職記念論文集－』凡人社、1997